



三重県公報

令和4年3月29日 (火)

第 298 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
18	家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	3
19	養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則	(同)	5
20	養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	(同)	5
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-78 (令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則) を廃止する規則	(人事委員会)	6
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
3	令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則	(人事委員会・教育委員会)	6
告 示			
146	デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(デジタル戦略企画課)	6
147	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務の委託	(税務企画課)	7
148	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	7
149	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	8
150	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
151	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	9
152	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
153	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの事業廃止の届出	(同)	10
154	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	10
155	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	11
156	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	13
157	海岸保全区域指定の一部を廃止する告示	(農業基盤整備課)	13
158	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	14
159	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	15
160	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(県土整備総務課)	17
161	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	17
162	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金及び遅延損害金の収納事務の委託	(教育委員会)	18
訓 令			
1	三重県労働委員会事務局処務規程	(労働委員会)	18

公 告

軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課) 20
土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課) 20
土地改良区の定款変更の認可	(同) 20
令和4年度前期技能検定試験の実施	(雇 用 対 策 課) 20
令和4年度随時技能検定試験の実施	(同) 23
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課) 25

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(管 財 課) 26
一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会) 27
落札者を決定した旨	(警 察 本 部) 30
同伴	(同) 30

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十八号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（家畜人工授精所開設の許可）</p> <p>第四条 （略）</p>	<p>（家畜人工授精所開設の許可）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の許可証は、その施設の見やすい場所に掲 示して置かなければならない。</p> <p>（家畜人工授精所開設者の異動届）</p>
<p>第八条 削</p>	<p>第八条 家畜人工授精所の開設者は、規則第三十二 条の申請事項に変更を生じたときは、速やかに第 五号様式により、変更届を知事に提出しなければ ならない。</p>

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

管理番号：第 号

家畜人工授精所開設許可証

開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可する。

年 月 日

三 重 県 知 事

印

第二号様式及び第四号様式中「氏名[㊟]」を「氏名」に改める。
第五号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている届出書は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十九号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和三十年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式及び第四号様式中「氏名又は名称及び代表者氏名[㊟]」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、第五号様式中「氏名[㊟]」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和三十五年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式、第五号様式及び第六様式中「氏名[㊟]」を「[㊟]」に改める。

「氏名[㊟]」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則七十七八（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）を廃止する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十七八（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）を廃止する規則

三重県人事委員会規則七十七八（令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則）は、廃止する。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委規則
教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則を廃止する規則

令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和三年^{三重県人事委員会規則}_{第二号}）は、廃止する。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 146 号

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一見勝之

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱（令和 3 年三重県告示第 226 号）の一部を次のように改正する。
別表 1（1）の表中「（1）スマート改革推進課関係」を削る。

別表 1（2）の表を削る。

附則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 147 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による自動車税種別割の収納事務の委託（令和 3 年三重県告示第 218 号）は令和 4 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 148 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 18 号の項（C）の欄を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施する、福祉事務所における保護決定等の体制の強化や生活困窮者自立支援制度の機能強化等を図るために要する経費

別表 1(2)の表に次のように加える。

21	三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金	高齢者、障がい者、旅行者等の移動等の円滑化を促進する。	ユニバーサルデザインタクシーの導入にかかる経費	別に定める。	一般乗用旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者、知事が認定した者
----	------------------------	-----------------------------	-------------------------	--------	-------------------------------------------------

別表 1(3)の表第 2 号の項（B）の欄を次のように改める。

市町が実施する結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」に係る取組及び婚姻に伴う経済的負担の軽減に係る取組に対して支援を行う。

別表 1(3)の表第 3 号の項を次のように改める。

3	保育環境改善事業費補助金	市町等が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる環境改善 2 新型コロナウイルスの感染拡大の防止 3 保育所等における ICT 化推進 4 保育環境の向上	障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要となる設備の整備、備品（遊具、器具等）の設置及び更新等に要する経費 認可外保育施設が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育を継続的に実施するために必要な経費 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に要する経費 認可外保育施設が、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に要する経費 保育環境の向上を図るために実施	補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 10/10 以内 補助基本額の 2/3 以内 補助基本額の 3/4 以内 補助基本額	市町 認可外保育施設 市町 認可外保育施設 市町
---	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

		する老朽化した備品の更新や設備の改修等に要する経費	の2/3以内	
--	--	---------------------------	--------	--

別表1(3)の表第28号の項(A)の欄中「医療的ケア児保育支援モデル事業費補助金」を「医療的ケア児保育支援事業費補助金」に改め、同項(D)の欄中「3/4」を「5/6」に改め、同表第29号の項(C)の欄中「新たに」を削り、同表中第31号の項を削り、第32号の項を第31号の項とする。

別表1(4)の表中第24号の項を削り、第25号の項を第24号の項とし、第26号の項を第25号の項とし、第27号の項を次のように改める。

26	地域支え愛推進・継続事業補助金(子育て支援課所管分)	子育て世帯等に対する支援活動を支援し、地域における支え合いを促進する。	子育て世帯等に居場所を提供するに当たり必要な経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------	--------

別表1(4)の表第28号の項を第27号の項とする。

別表1(5)の表に次のように加える。

16	三重県医療的ケア児・者相談支援センター開設支援事業費補助金	三重県が指定した法人が三重県医療的ケア児・者相談支援センターの開設に当たって、備品等を購入する費用を補助し、医療的ケア児・者の適切な支援に繋げる体制を速やかに構築する。	三重県医療的ケア児・者相談支援センターを運営するうえで必要な備品購入費等に要する経費	別に定める。	三重県が指定した法人
----	-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	--------	------------

別表2の表中第16号の項を第18号の項とし、第2号の項から第15号の項までを2項ずつ繰り下げ、

1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
---	--------------------------	-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

を

1	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	三重県公共交通移動円滑化補助金		
3	三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金		

に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第149号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和4年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450500950	特定非営利活動法人ルピナス品川	津市修成町14番20号	放課後等デイサービス はびねす	津市雲出本郷町1621-7	放課後等デイサービス	令和4年2月1日
2450500943	特定非営利活動法人安濃津福祉会	津市夢が丘一丁目6番地2	望 あゆみ野長岡	津市長岡町709-5	児童発達支援	令和4年2月1日
2450200817	株式会社ボレット	四日市市鶴の森一丁目13番43号	てらびあげっと四日市富田教室	四日市市富田栄町32番6	児童発達支援	令和4年2月1日
2450300658	株式会社ライジングサン	鈴鹿市加佐登4-33-5	ハグハグインフィニティ	鈴鹿市西条7丁目26-2	放課後等デイサービス	令和4年3月1日

2450200825	相好株式会社	伊賀市平野中川原 560 番地 17	相好トランポリンクラブ・児童福祉センター四日市	四日市市大井手 1 丁目 2 番 40 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 3 月 1 日
2450300666	株式会社ファイブフォー	亀山市みずほ台 1 番地 104	放課後等デイサービス P L U S Y O U S H I R O K O	鈴鹿市白子町 2926 パレンティアー 101 号	放課後等デイサービス	令和 4 年 3 月 1 日

三重県告示第 150 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300328	株式会社エンジョイ	三重県鈴鹿市算所 1 丁目 3 番 11 号多貴 B L D	エンジョイプレイランド	鈴鹿市道伯町 2147-1	保育所等訪問支援	令和 4 年 2 月 28 日

三重県告示第 151 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2421300563	特定非営利活動法人アガペの家	伊賀市上神戸 4397 番地の 5	グループホーム 野の花	名張市すずらん台東 5 番町 137 番地	共同生活援助	令和 4 年 2 月 1 日
2410301762	合同会社富士見	鈴鹿市岸岡町 1700 番地 57	障がい福祉総合支援 ひばり	鈴鹿市岸岡町 1700 番地 57	生活介護	令和 4 年 2 月 1 日
2410503003	株式会社はるかぜファーム	津市野田 165 番地 1	短期入所 O P E N T H E D O O R	津市野田 165-3	短期入所	令和 4 年 2 月 1 日
2410301770	一般社団法人家庭教育研究センター F A C E	鈴鹿市下箕田二丁目 24 番 24 号	就労移行支援 S t u d i o F N Y A	鈴鹿市稲生町 9135-33	就労移行支援	令和 4 年 2 月 1 日
2410503029	一般社団法人ナチュラル	津市白山町川口 4190 番地 1	ジャンプ	津市白山町川口 4190 番地 1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 2 月 1 日
2411400381	特定非営利活動法人 ONE	桑名市大字星川 1012 番地	多機能型事業所 スタート	いなべ市北勢町麻生田 3480 番地 1	就労移行支援・自立訓練（生活訓練）	令和 4 年 2 月 1 日
2420202042	株式会社 P l a n B	四日市市諏訪栄町 1 番 2-1301 号 プレイズ四日市	障がい者グループホームしらゆりケア	四日市市西日野町字八幡 1639 番地 2	共同生活援助	令和 4 年 2 月 1 日
2420202034	有限会社儀賀住建	四日市市室山町 227 番地 7	わおんグループホーム四日市	四日市市河原田町 2115 番 3	共同生活援助	令和 4 年 2 月 1 日
2410301655	株式会社ビジョナリー	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 18-9 T P B ビル 5 階	H I D A M A R I S U Z U K A	鈴鹿市平田 1 丁目 9 番 1 号 アバンハウス I B 403	行動援護	令和 4 年 2 月 1 日
2410503011	レオール合同会社	津市庄田町 2812	M A R C H	津市庄田町 2812	生活介護	令和 4 年 2 月 1 日
2410801043	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	伊勢市御菌町長屋 2767	ショートステイクじら	伊勢市黒瀬町 562 番地 12	短期入所	令和 4 年 3 月 1 日
2420701845	株式会社 e ハートサービス	松阪市虹が丘町 12 番地 7	グループホームあかり	松阪市久保町 1349-2 メゾン	共同生活援助	令和 4 年 3 月 1 日

				原田 101 号室		
2410202135	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	四日市市山城町 59-4	星心会リトリートスタジオ	四日市市あさけが丘 2-1-42	自立訓練（生活訓練）	令和4年3月1日
2420202059	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	四日市市山城町 59-4	星心会第一寮	四日市市山城町 59-4	共同生活援助	令和4年3月1日
2420202067	株式会社 ONEplus	四日市市桜台本町 70 番地 2	エスポワール	四日市市南松本町 2 番地 2	共同生活援助	令和4年3月1日
2410503037	特定非営利活動法人ルピナス品川	津市修成町 14 番 20 号	ヘルパーステーション秋華	津市雲出本郷町 1621-7	居宅介護	令和4年3月1日
2412220291	特定非営利活動法人きずな会	三重郡菰野町大字菰野 8515 番地 9	きずなメイト	三重郡菰野町大字菰野 8515 番地 9	重度訪問介護、行動援護、同行援護	令和4年3月1日
2410702043	合同会社ひばり	松阪市上川町 3732-108 サンハイツイトウA202	ヘルパーステーションひばり	松阪市久保町 1379-53	居宅介護	令和4年3月1日
2410400259	株式会社 YR55 障がい者サポート事務局	亀山市住山町 364 番地 2	株式会社 YR55 障がい者サポート事務局	亀山市住山町 364 番地 2	行動援護、同行援護	令和4年3月1日
2410503045	株式会社 スマイルゲートパートナーズ	大阪府枚方市町楠葉一丁目 3 番 9 号	スマイルクオ西丸之内	津市西丸之内 25 番 33 号	生活介護	令和4年3月1日
2410503052	特定非営利活動法人安濃津福祉会	津市夢が丘一丁目 6 番地 2	望 あゆみ野長岡	津市長岡町 709-5	生活介護	令和4年3月1日

三重県告示第 152 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410301622	株式会社 creaxia	松阪市虹ヶ丘町 71-3	就労移行支援事業所ぐりー	鈴鹿市磯山 2 丁目 12-26 1F	就労移行支援	令和 4 年 1 月 31 日
2410301622	株式会社 creaxia	松阪市虹ヶ丘町 71-3	就労継続支援 B 型事業所ぐりー	鈴鹿市磯山 2 丁目 12-26 1F	就労継続支援 B 型	令和 4 年 1 月 31 日
2412830396	株式会社ワークスジャパン	伊勢市本町 2-4	ショートステイあしたば	度会郡玉城町下田辺 714-1	短期入所	令和 4 年 1 月 31 日
2410500918	いすゞ工房	津市城山 2-16-7	社会福祉法人夢の郷	三重県津市城山 1 丁目 8 番 16 号	生活介護	令和 4 年 2 月 28 日

三重県告示第 153 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 30 の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定一般相談支援事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2430502449	有限会社ふるかね屋	津市野田 21-419	相談支援事業所 かねはし君	津市岩田 7-25	地域移行支援 地域定着支援	令和 3 年 9 月 1 日

三重県告示第 154 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表中第 21 号の項を削り、第 22 号の項を第 21 号の項とし、第 23 号の項を第 22 号の項とし、第 24 号の項を第 23 号の項とし、第 25 号の項を削る。

別表 1(6)の表中第 1 号の項及び第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 1 号の項とし、第 4 号の項から第 6 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 7 号の項を削る。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書きの規定により 財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産 処分の制限をする機械及び重要な器具
1	天然ガス自動車普及促進 事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大 蔵省令」という。)に定められている耐用 年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	海岸漂着物等対策事業補 助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環 境大臣が定める財産
3	生活基盤施設耐震化等補 助金	補助事業等により取得し、又は効用の増 加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚 生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働 省告示」という。)に定められている処分 制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
4	隣保館整備費補助金		厚生労働省告示に定められている機械及 び器具
5	隣保館運営費等補助金		
6	隣保館事業費補助金		
7	災害時 N P O 活動支援事 業継続支援活動補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相 当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具
8	三重県地域防犯力向上支 援事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
9	三重県消費者行政強化事 業費補助金（推進事業）		
10	三重県消費者行政強化事 業費補助金（強化事業）		
11	公共関与型産業廃棄物処 理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制 限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号。 以下「厚生省告示」という。）に定められ ている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重 要な器具に相当するもの
12	産業廃棄物最終処分場周 辺環境整備市町補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相 当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
13	ポスト R D F に向けた施 設整備等補助金		
14	三重県産業廃棄物抑制等 研究開発事業費補助金		
15	三重県産業廃棄物抑制等 設備機器整備費補助金		

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 155 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表中「地域支援課」を「地域づくり推進課」に改め、第 2 号の項を削り、同表に次のように加える。

2	自治会連合会補助金	自治会活動の活性化及び地域福祉の向上を図る。	地域住民主体の自治会活動を支援するために要する経費	別に定める。	三重県自治会連合会
3	市町村振興事業基金交付金	市町の健全な発展を図り、住民福祉を増進する。	公益財団法人三重県市町村振興協会が行う次に掲げる事業に要する経費 1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業 2 市町が地方財政法第 32 条に規定する事業を行うため、市町に貸付金を貸し付け、又は交付金を交付する事業 3 三重県市町村振興事業基金交付金の一部を一般財団法人全国市町村振興協会に納付する事業 4 1 から 3 までの事業の財源に充てるため、基金を造成し、又は運用する事業 5 その他知事が必要と認める事業	別に定める。	公益財団法人三重県市町村振興協会

別表 1(4)の表を次のように改める。

(4) 移住促進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交付率	(E) 補助対象者
1	移住支援事業費補助金	県内における移住・定住の促進を図る。	別に定める移住支援事業に要する経費	別に定める。	市町

別表 1(5)の表中「国体・全国障害者スポーツ大会局」を「スポーツ推進局」に改め、第 1 号の項及び第 2 号の項を削り、第 3 号の項を第 1 号の項とし、第 4 号の項から第 9 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、第 10 号の項から第 13 号の項までを削り、同表に次のように加える。

8	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金	市町、競技団体等が、三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場施設等を活用し、大規模大会等の誘致及び開催をすること、競技役員等に係る人材育成をすること等を支援し、スポーツの振興や地域の活性化を図る。	別に定めるスポーツを通じたまちづくりに要する経費	別に定める。	市町、競技団体等
---	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------	----------

別表 1(6)の表中第 6 号の項を第 7 号の項とし、同項の前に次のように加える。

6	離島航路船舶新造事業補助金	離島航路に就航する船舶の近代化を図り、離島地域の振興並びに離島住民の生活の安定及び向上を図る。	離島航路に就航する船舶の建造に要する経費	別に定める。	別に定める離島航路事業者
---	---------------	-------------------------------------------------	----------------------	--------	--------------

別表 2 を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具		
1	地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具		
2	社会資本整備円滑化地籍整備交付金				
3	地籍整備推進調査費補助金				
4	地域間幹線系統確保維持費補助金				
5	NPO 等運営バス支援補助金				
6	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める処分期間に相当する期間			
7	幹線鉄道等活性化事業費補助金				
8	鉄道駅耐震補強事業費補助金				
9	鉄道施設耐震補強事業費補助金				
10	鉄道災害復旧事業費補助金				
11	鉄道施設安全対策事業費補助金				
12	地域交通体系整備費補助金				
13	事業調整制度補助金			減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	
14	市町村振興事業基金交付金				
15	スポーツ団体等活性化補助金				
16	新三重武道館整備費補助金				

17	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金	
18	地域活性化支援事業補助金	
19	南部地域活性化基金事業費補助金	
20	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金	
21	離島航路船舶新造事業補助金	補助事業により取得した離島航路用船舶及び附属する設備
22	東紀州地域産業活性化事業費補助金	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第 156 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をいたしましたので、同条第6項の規定により公示します。

令和4年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 登録年月日及び登録番号
令和4年3月15日 第77号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
丹羽商事株式会社	代表取締役 丹羽 通	伊勢市中島二丁目4番13号

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（飼料用もみ、飼料用玄米）
- 登録の区分
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
西口 雅也	飼料用もみ、飼料用玄米	K242014583
木田 孝浩	飼料用もみ、飼料用玄米	K242016584

三重県告示第 157 号

海岸保全区域指定（昭和35年三重県告示第98号の2）の一部を次のとおり廃止します。

令和4年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

- 地区海岸の名称
 - 三重県熊野灘沿岸鳥羽海岸
 - 三重県熊野灘沿岸磯部海岸
 - 三重県熊野灘沿岸志摩海岸
 - 三重県熊野灘沿岸浜島海岸

2 廃止する区域

- 番号 64

基標（鳥羽市桃取町大春 749 番地地先）から基標（鳥羽市桃取町大春 655 番地地先）に至る間の干汐時水際線から海に向かって 20m はなれた線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10m はなれた線によって囲まれた区域
番号 65

基標（鳥羽市桃取町小春 654 番地地先）から基標（鳥羽市桃取町小春 591 番地地先）に至る間の干汐時水際線から海に向かって 20m はなれた線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10m はなれた線によって囲まれた区域

番号 185

基標（鳥羽市石鏡町常地 18 番地地先）から基標（鳥羽市石鏡町常地 35 番地地先）に至る間の干汐時水際線から海に向かって 20mはなれた線と同堤防護岸の笠石控先端から陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

番号 233

基標（鳥羽市石鏡町常地 38 番地地先）から基標（鳥羽市石鏡町常地 38 番地地先）に至る間の干汐時水際線から海に向かって 20mはなれた線と満汐時水際線より陸地に向かって 20mはなれた線によって囲まれた区域

(2) 番号 103

基標（志摩郡磯部町磯部中沼 291 番地地先）から基標（志摩郡磯部町磯部中沼 291 番地地先）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

番号 104

基標（志摩郡磯部町磯部岩垣内 313 番地地先）から基標（志摩郡磯部町磯部岩垣内 313 番地地先）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

番号 105

基標（志摩郡磯部町磯部東ノ岡 404 番地地先）から基標（志摩郡磯部町磯部東ノ岡 404 番地地先）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

(3) 番号 1

基標（志摩郡志摩町和具小池 1,416 番地地先）から基標（志摩郡志摩町和具広 1,593 番地地先）に至る間の干汐時水際線から海に向かって 20mはなれた線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

(4) 番号 87

基標（志摩郡浜島町浜島大佐州間 1,456 番地地先）から基標（志摩郡浜島町浜島目戸 1,416 番地地先）に至る間の堤防前法尻線と堤防裏法尻より陸地に向かって 10mはなれた線によって囲まれた区域

三重県告示第 158 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一見勝之

令和 4 管理年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間）におけるするめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）
現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県するめいか漁業	現行水準

第 2 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
32.9 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	12.2 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業	10.2 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業	2.5 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業	7.9 トン

第 3 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
28.7 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	12.4 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	7.6 トン

三重県告示第 159 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表を削る。

別表 1(3)の表に次のように加え、同表を別表 1(2)の表とする。

5	三重県障がい者のテレワーク拠点開設支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、急速に普及しつつあるテレワークを障がい者の多様な働き方の一形態として推進するため、県内中小企業等が障がい者雇用の場として共同利用しやすいテレワーク拠点を民間事業者が開設する際に必要な施設改修又は機器の整備等に要する経費を補助することで、県内の障がい者雇用者数や法定雇用率達成企業数の増加及び障がい者の職場定着の向上を図る。	民間事業者が障がい者のテレワーク拠点を開設する際に必要な施設改修又は機器の整備等に要する経費	2/3 以内	別に定める。
---	------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	--------	--------

別表 1(4)の表中「三重県営業本部担当課関係」を「県産品振興課関係」に改め、同表に次のように加え、同表を別表 1(3)の表とする。

2	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備交付金	県内食品製造事業者等が輸出先のニーズへの対応に必要な施設又は機器の整備等をする際に要する経費を支援することで、県産品の輸出拡大を図る。	輸出先のニーズへの対応に必要な施設又は機器の整備等に要する経費	1/2 以内	別に定める。
---	----------------------------	---------------------------------------------------------------------	---------------------------------	--------	--------

別表 1(5)の表中「ものづくり産業振興課関係」を「新産業振興課関係」に改め、第 1 号の項（B）及び（C）の欄を次のように改め、第 5 号の項から第 7 号の項までを削り、第 8 号の項を第 5 号の項とし、第 9 号の項から第 14 号の項までを 3 項ずつ繰り上げ、第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 12 号の項とし、同表を別表 1(4)の表とする。

県内企業の新製品開発や高付加価値化を促進するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、川上産業と川下産業の連携、大企業と中小企業の連携、県外及び海外との連携等、既存の枠組みを超えた様々な人、組織、機関等が融合する「場（舞台）」を構築することにより、県内産業におけるイノベーションの創出を図るとともに、県内企業のDXを推進し、経営の向上を図る。	公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に要する経費
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

別表 1(6)の表中第 11 号の項から第 13 号の項までを削り、第 14 号の項を第 11 号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表 1(5)の表とする。

12	三重県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	休廃止鉱山に係る鉱害防止を図る。	熊野市地内の紀州鉱山において坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理に要する経費で、熊野市が補助する場合における当該補助に要する経費	別に定める。	熊野市
13	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金	県内の企業等が行う自ら排出する産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発及び廃棄物を使った商品開発活動を支援することにより、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図る。	次に掲げる事業を行うために要する経費 1 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化等の研究及び技術開発 2 自ら排出する産業廃棄物を使用した製品開発	別に定める。	別に定める。
14	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費	県内の企業等が行う自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る設備機器の設置を支援することにより、環境	自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生及び減量化に係る設備機器の設置に要す	別に定める。	別に定める。

	補助金	への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を図る。	る経費		
15	ものづくり企業販路開拓デジタル化支援事業費補助金	県内ものづくり中小企業者の販路開拓におけるデジタル化に係る取組を支援することにより、県内ものづくり中小企業者の取引拡大を図る。	県内ものづくり中小企業者の販路開拓におけるデジタル化に係る取組に要する経費	別に定める。	県内中小企業等

別表 1(7)の表を別表 1(6)の表とする。

別表 1(8)の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、同表に次のように加え、同表を別表 1(7)の表とする。

2	魅力的な観光地づくり補助金	県内の観光産業が、新型コロナの影響から再生し、将来に向けて持続的に発展していくため、観光地域づくり法人（DMO）、市町及び観光関連事業者等が行う、長期滞在や周遊性の向上につながる前向きな取組に対し補助することにより、県内観光地の受入環境整備を充実させ、魅力的な観光地づくりを推進する。	県内の周遊性の向上及び長期滞在を促進させる取組に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------	--------	--------

別表 1(9)の表中「観光魅力創造課関係」を「観光資源課関係」に改め、同表を別表 1(8)の表とする。

別表 1(10)の表を別表 1(9)の表とする。

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	三重県障がい者のテレワーク拠点開設支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあっては、同省令に定める耐用年数に相当する期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあっては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
2	食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備交付金	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める処分制限期間に相当する期間	1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
3	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加額が 50 万円以上の機械及び器具
4	電源立地地域対策交付金（水力枠）		
5	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
6	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数	
7	中小企業支援「新たな日常」対応補助金		
8	三重県新型コロナウイルス克服生産性向上・業態転換支援補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている財産にあっては、同省令に定める耐用年数に相当する期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めがない財産にあっては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める耐用年数に相当する期間	1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
9	中小企業高付加価値化投資促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から 10 年のいずれか短い期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
10	新型コロナウイルス対応緊急対策投		

	資補助金	
11	三重県サプライチェーン強化促進緊急対策補助金	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第 160 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年3月29日

三重県知事 一見勝之

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第616号）の一部を次のように改正する。

別表第10号の項を次のように改める。

10	空き家対策支援事業補助金	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する。	1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第10項の規定による特定空家等の除却工事に要する経費 2 特定空家等の除却工事について市町が補助を行う場合における当該補助に要する経費 3 移住又は定住を行う者等が空き家を住宅として活用する際に行うリフォーム工事について市町が補助を行う場合における当該補助に要する経費	補助対象事業費（工事に要する経費に10分の8を乗じて得た額。ただし上限100万円）の1/4 補助対象事業費（工事に要する経費に10分の8を乗じて得た額。ただし上限50万円）の1/4 補助対象事業費（上限150万円）の1/6	市町
----	--------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

別表に次のように加える。

13	三重県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	がけ地の崩壊等が発生した箇所について、再度災害を防止し、民生の安定を図る。	市町が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する経費	補助対象事業費の3/4以内	市町
----	------------------------	---------------------------------------	-----------------------------	---------------	----

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第 161 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年3月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成10年三重県告示第98号、平成10年三重県告示第139号、平成13年三重県告示第317号、平成13年三重県告示第461号、平成15年三重県告示第612号、平成16年三重県告示第46号、平成16年三重県

告示第 256 号、平成 16 年三重県告示第 257 号、平成 17 年三重県告示第 564 号、平成 17 年三重県告示第 575 号、平成 17 年三重県告示第 746 号、平成 19 年三重県告示第 212 号、平成 22 年三重県告示第 167 号、平成 23 年三重県告示第 758 号、平成 28 年三重県告示第 239 号及び平成 30 年三重県告示第 254 号の事業地に、津市上浜町五丁目、一身田上津部田字ウノ坪及び字ナノ坪、安濃町安濃字聖り、字藤塚、字間馬瀬、字宮ノ前、字御田坪、字西川原、字十王堂、字柱、字天伯、字櫻垣内及び字中尾、安濃町内多字濱井場、字南ノ口及び字佐倉、安濃町太田字北端、字甲州、字寒谷、字宮城及び字倉谷、安濃町草生字野端及び字東相野、安濃町田端上野字蛇谷、字北合野、字東合野、字小谷及び字瀬戸野、安濃町川西字下川原及び丸垣内、並びに安濃町栗加字東合野を加え、津市河芸町上野字上芦原及び字曾角、河芸町中別保字上洲原、白塚町字石神、江戸橋二丁目、江戸橋三丁目、上浜町宮前、上浜町四丁目、上浜町六丁目、河辺町字赤坂、字平子、字長及び字山籠、長岡町字小山田、字奥山田、字三拾苺、字西裏、字中切及び字小黒、一身田町字宮ノ前、字中ノ町、字森屋敷及び字六ノ坪、安濃町安濃字室ノ口、安濃町内多字城山、字起シ、字谷、字堀河部、字宮ノ裏、字的場、字大城、字川原、字上河原、字皆廣及び字下川原、安濃町田端上野字西観、字上野及び字畑田、安濃町東観音寺字北浦及び字幡上、安濃町川西字東出、字多倉田及び字塚田、安濃町曾根字北浦、字東浦及び字前並びに安濃町太田字穴谷地内において事業地を変更する。

三重県告示第 162 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県高等学校等修学奨学金貸付金に係る償還金及び同償還金に係る遅延損害金の収納事務を次のとおり委託します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

埼玉県さいたま市大宮区大門町 1-1 ミナトビル 5F

弁護士法人ライズ総合法律事務所

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

訓 令

三重県訓令第 1 号

三重県労働委員会訓令第 1 号

庁中一般
労働委員会事務局

三重県労働委員会事務局処務規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之
三重県労働委員会会長 向 山 富 雄

三重県労働委員会事務局処務規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、三重県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

（事務局長の専決事項）

第 2 条 事務局長は、次の事務を専決（常時知事、会長、受任者その他法令に基づき権限を有する者に代わって事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。以下同じ。）することができる。

- (1) 事務局長及び次長の旅行命令、休暇その他の服務に関すること。
- (2) 総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会において決定又は承認された事項の施行に関すること。
- (3) 会長、労働組合の資格審査及び不当労働行為事件の審査委員長及び審査委員、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会の委員長並びにあっせん員（以下「会長等」という。）が決定又は承認した事項の施行に関すること。

ること。

- (4) 中央労働委員会会長又は知事に対する報告又は通知に関すること。
 - (5) 当事者及び関係人による審問調書及び調査調書の閲覧の承認に関すること。
 - (6) 不当労働行為事件、調整事件等を担当する事務局職員の指名に関すること。
 - (7) 事務局職員に係る諸会議、研修等に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、定例に属する事項（軽易な事項を除く。）の処理に関すること。
- 2 前項に掲げる専決事項のうち、重要又は異例なものについては、知事又は会長等の決裁又は指揮を受けなければならない。

（次長の専決事項）

第3条 次長は、次の事務を専決することができる。

- (1) 事務局職員（事務局長及び次長を除く。）の旅行命令、休暇その他の服務に関すること。
- (2) 事務局職員の事務分掌の決定に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、軽易な事項の処理に関すること。

（代決）

第4条 事務局長が不在のときは、次長がその事務を代決（決裁又は専決する権限を有する者が不在のときに、臨時的にその者に代わって当該事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。以下同じ。）することができる。

- 2 事務局長及び次長がともに不在であって緊急やむを得ないときは、調整審査課長がその事務を代決することができる。
- 3 事務局長、次長及び調整審査課長が不在であって緊急やむを得ないときは、班長がその事務を代決することができる。

（代決の制限）

第5条 代決する権限を有する者は、代決しようとする事案の内容が、あらかじめ、その処理について指示を受けたものを除くほか、重要又は異例なものについては、代決することができない。

（代決した事務の処理）

第6条 代決によって処理した事項について供覧する必要があるものは、後関文書として、上司の出勤したとき、直ちに主務担当者から報告しなければならない。

（補助執行）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部総務事務課長に補助執行させ、及び専決させる事務
 - イ 臨時的任用職員及び非常勤職員の報酬等の支給に関すること。
 - ロ 旅費の支給に関すること（職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）第3条第4項に基づく旅費を除く。）。
- (2) 総務部総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務
 - イ 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定、決定及び確認に関すること。
 - ロ 臨時的任用職員及び非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の事務に関すること。
 - ハ 臨時的任用職員及び非常勤職員の報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。
 - ニ 財形貯蓄に関すること。
 - ホ 履歴事項変更届に関すること。
 - ヘ 職員証及び職員記章の交付に関すること。

（雑則）

第8条 この訓令及び別に定めるもののほか、事務局の職員の服務及び事務の処理その他必要な事項に関しては、知事の事務部局の例による。

（細則）

第9条 事務局長は、この訓令に定めるものを除くほか、知事の権限に属する事務については知事の、それ以外の事務については会長の承認を得て、事務処理について必要な規程を定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 三重県労働委員会事務局処務規程（昭和47年三重県訓令第7号）は、廃止する。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
200券	農業	72105203447	1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	伊賀ふるさと農業協同組合
1000券	漁船以外の船舶	62102424283～ 62102424287	5	令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	有限会社ヤマ忠
2000券	漁船以外の船舶	62102524267～ 62102524268 62102524271～ 62102524277	9	令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	有限会社ヤマ忠
10000券	漁船以外の船舶	62102624253～ 62102624259	7	令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	有限会社ヤマ忠

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、栄土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（前期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所

- (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）に規定する額
- (2) 実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
令和4年4月4日（月）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）受付を行います。
ただし、郵送による場合は、令和4年4月8日（金）の消印まで有効です。
 - (2) 提出書類等
 - ア 技能検定受検申請書
 - イ 受検手数料
 - ウ 本人確認書類
 - エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
 - オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
 - ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
 - エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
 - カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- 5 合格の発表
 - (1) 3級（金属熱処理職種を除く）
令和4年8月26日（金）
 - (2) 1級、2級、3級（金属熱処理職種のみ）及び単一等級
令和4年9月30日（金）
- 6 問い合わせ先
三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

（別表）技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
園芸装飾	室内園芸装飾	3級	令和4年 7月10日（日）	令和4年6月7日 （火）から同年8月14 日（日）までの間に おいて、三重県職業能 力開発協会から技能 検定受検申請者に対 し別途通知する日
造園	造園工事	3級		
機械加工	普通旋盤	3級		
	フライス盤			
	平面研削盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
工場板金	曲げ板金	3級		
仕上げ	機械組立て仕上げ	3級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3級		
フラワー装飾	フラワー装飾	3級		

機械検査	機械検査	3級	令和4年 8月21日(日)	令和4年6月7日 (火)から同年9月11 日(日)までの間に おいて、三重県職業能 力開発協会から技能 検定受検申請者に対 し別途通知する日
建築大工	大工工事	3級		
造園	造園工事	1、2級		
金属熱処理	一般熱処理	1、2、3級		
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス	1、2級		
産業車両整備	産業車両整備	1、2級		
プラスチック成形	射出成形	1、2級		
とび	とび	1、2級		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事	1、2級		
	アクリルゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
	FRP防水工事			
	改質アスファルトシート常温 粘着工法防水工事			
サッシ施工	ビル用サッシ施工	1、2級		
塗装	建築塗装	1、2級		
	金属塗装			
	噴霧塗装			
産業洗浄	高圧洗浄	単一等級		
機械加工	普通旋盤	1、2級		
	フライス盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	ホブ盤			
	数値制御旋盤			
	数値制御フライス盤			
	マシニングセンタ			
鉄工	構造物鉄工	1、2級		
めっき	電気めっき	1、2級		
	熔融亜鉛めっき			
ダイカスト	コールドチャンパダイカスト	1、2級		
電子機器組立て	電子機器組立て	1、2級		
建設機械整備	建設機械整備	1、2級		
家具製作	家具手加工	1、2級		
建具製作	木製建具手加工	1、2級		
左官	左官	1、2級		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	1、2級		
	鋼製下地工事			
	ボード仕上げ工事			
	化粧フィルム工事			
園芸装飾	室内園芸装飾	1、2級	令和4年 9月4日(日)	令和4年6月7日 (火)から同年9月11 日(日)までの間に おいて、三重県職業能 力開発協会から技能 検定受検申請者に対 し別途通知する日
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	1、2級		
放電加工	数値制御形彫り放電加工	1、2級		
	ワイヤ放電加工			
建築板金	内外装板金	1、2級		
工場板金	曲げ板金	1、2級		

仕上げ	治工具仕上げ	1、2級	し別途通知する日
	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	1、2級	
電気機器組立て	変圧器組立て	1、2級	
	配電盤・制御盤組立て		
石材施工	石張り	1、2級	
タイル張り	タイル張り	1、2級	
表装	壁装	1、2級	
フラワー装飾	フラワー装飾	1、2級	
塗料調色	調色	単一等級	

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験（随時試験）の実施について次のとおり公示します。

令和4年3月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）及び等級区分別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料、実施期日及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）に規定する額
 - (2) 実施期日及び実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日及び場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
受検申請は随時、受付を実施します。
ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。
 - (2) 提出書類等
ア 技能検定受検申請書
イ 受検手数料
 - (3) 提出場所
三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階
電話 059-228-2732
 - (4) 受検申請に関する注意
ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
イ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
ウ 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- 5 合格の発表
合格発表は随時実施します。
- 6 問い合わせ先
三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

(別表) 実施職種（作業名）及び等級区分

実施職種名	作業名	等級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	随時3級、基礎級
	ロータリー式さく井工事作業	随時3級、基礎級

鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	随時3級、基礎級
	非鉄金属鋳物鋳造作業	随時3級、基礎級
鍛造	ハンマ型鍛造作業	随時3級、基礎級
	プレス型鍛造作業	随時3級、基礎級
機械加工	普通旋盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	数値制御旋盤作業	随時3級、基礎級
	フライス盤作業	随時2級、随時3級、基礎級
	マシニングセンタ作業	随時3級、基礎級
金属プレス加工	金属プレス作業	随時3級、基礎級
鉄工	構造物鉄工作業	随時3級、基礎級
建築板金	内外装板金作業	随時3級、基礎級
	ダクト板金作業	随時3級、基礎級
工場板金	機械板金作業	随時2級、随時3級、基礎級
めっき	電気めっき作業	随時3級、基礎級
	溶融亜鉛めっき作業	随時2級、随時3級、基礎級
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	随時3級、基礎級
仕上げ	治工具仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	金型仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
	機械組立仕上げ作業	随時2級、随時3級、基礎級
機械検査	機械検査作業	随時3級、基礎級
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
	コールドチャンバダイカスト作業	随時3級、基礎級
電子機器組立て	電子機器組立て作業	随時3級、基礎級
電気機器組立て	回転電機組立て作業	随時3級、基礎級
	変圧器組立て作業	随時3級、基礎級
	配電盤・制御盤組立て作業	随時3級、基礎級
	開閉制御器具組立て作業	基礎級
	回転電機巻線製作作業	随時3級、基礎級
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プリント配線板製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	随時2級、随時3級、基礎級
染色	糸浸染作業	基礎級
	織物・ニット浸染作業	随時3級、基礎級
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	基礎級
	靴下製造作業	随時3級、基礎級
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	随時3級、基礎級
紳士服製造	紳士既製服製造作業	随時3級、基礎級
寝具製作	寝具製作作業	随時3級、基礎級
帆布製品製造	帆布製品製造作業	随時3級、基礎級
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	随時3級、基礎級
家具製作	家具手加工作業	随時3級、基礎級
建具製作	木製建具手加工作業	随時3級、基礎級
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	基礎級
	印刷箱製箱作業	基礎級
	貼箱製造作業	基礎級
	段ボール箱製造作業	随時3級、基礎級
印刷	オフセット印刷作業	随時3級、基礎級

製本	製本作業	随時3級、基礎級
プラスチック成形	圧縮成形作業	随時3級、基礎級
	射出成形作業	随時2級、随時3級、基礎級
	インフレーション成形作業	基礎級
	ブロー成形作業	随時3級、基礎級
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	随時3級、基礎級
石材施工	石材加工作業	随時3級、基礎級
	石張り作業	随時3級、基礎級
パン製造	パン製造作業	随時3級、基礎級
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	随時2級、随時3級、基礎級
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	随時3級、基礎級
建築大工	大工工事作業	随時3級、基礎級
かわらぶき	かわらぶき作業	随時3級、基礎級
とび	とび作業	随時3級、基礎級
左官	左官作業	随時3級、基礎級
築炉	築炉作業	基礎級
タイル張り	タイル張り作業	随時3級、基礎級
配管	建築配管作業	随時2級、随時3級、基礎級
	プラント配管作業	随時3級、基礎級
型枠施工	型枠工事作業	随時3級、基礎級
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	随時2級、随時3級、基礎級
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	随時2級、随時3級、基礎級
防水施工	シーリング防水工事作業	随時3級、基礎級
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーペット系床仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	鋼製下地工事作業	基礎級
	ボード仕上げ工事作業	随時3級、基礎級
	カーテン工事作業	随時3級、基礎級
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	随時3級、基礎級
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	基礎級
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	随時3級、基礎級
表装	壁装作業	随時3級、基礎級
塗装	建築塗装作業	随時3級、基礎級
	金属塗装作業	随時3級、基礎級
	鋼橋塗装作業	随時3級、基礎級
	噴霧塗装作業	随時2級、随時3級、基礎級
工業包装	工業包装作業	随時2級、随時3級、基礎級

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年3月29日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 3月15日	いなべ市大安町南金井字石佛 2653-1 ほか3筆	四日市市鶴の森1丁目14-18 株式会社アサケ不動産 代表取締役 森 浩

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年3月29日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称

- (1) 令和3～6年度 三重県本庁舎清掃業務委託
- (2) 令和3～6年度 三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託
- (3) 令和3～6年度 三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託
- (4) 令和3～6年度 三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託
- (5) 令和3～6年度 三重県津庁舎清掃・警備業務委託
- (6) 令和3～6年度 三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託
- (7) 令和3～6年度 三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託
- (8) 令和3～6年度 三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託
- (9) 令和3～6年度 三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託
- (10) 令和3～6年度 三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託

2 担当部局

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 三重県津市広明町13番地 | 三重県総務部管財課 |
| (2) 三重県津市広明町13番地 | 三重県総務部管財課 |
| (3) 三重県桑名市中央町5丁目71番地 | 三重県桑名地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (4) 三重県四日市市新正4丁目21番5号 | 三重県四日市地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (5) 三重県津市桜橋3丁目446番地34 | 三重県津地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (6) 三重県松阪市高町138番地 | 三重県松阪地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (7) 三重県伊勢市勢田町628番地2 | 三重県南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室 |
| (8) 三重県伊賀市四十九町2802番地 | 三重県伊賀地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (9) 三重県尾鷲市坂場西町1番1号 | 三重県紀北地域活性化局地域活性化防災室 |
| (10) 三重県熊野市井戸町371番地 | 三重県紀南地域活性化局地域活性化防災室 |

3 落札者決定日

- (1) 令和4年2月24日
- (2) 令和4年2月24日
- (3) 令和4年2月18日
- (4) 令和4年3月2日
- (5) 令和4年3月8日
- (6) 令和4年3月2日
- (7) 令和4年3月2日
- (8) 令和4年3月3日
- (9) 令和4年3月4日
- (10) 令和4年3月9日

4 落札者

- (1) 三重県津市丸之内24番16号
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
- (2) 三重県津市丸之内9番13号
丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男
- (3) 三重県桑名市有楽町65番地
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之
- (4) 三重県桑名市有楽町65番地
キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之

- (5) 三重県津市西丸之内 24 番 14 号
近畿ビルサービス株式会社三重営業所 所長 山本 伸司
- (6) 三重県四日市市芝田一丁目 2 番 13 号
三重コニックス株式会社 代表取締役 吉田 治伸
- (7) 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
- (8) 三重県津市丸之内 24 番 16 号
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
- (9) 三重県熊野市井戸町 756 番地の 2
共同ビルサービス株式会社紀州営業所 営業所長 徳本 勇
- (10) 三重県熊野市井戸町 756 番地の 2
共同ビルサービス株式会社紀州営業所 営業所長 徳本 勇

5 落札金額

- | | | | |
|-----------|---------------|------|---------------|
| (1) 入札価格 | 201,168,000 円 | 契約金額 | 221,284,800 円 |
| (2) 入札価格 | 53,638,200 円 | 契約金額 | 59,002,020 円 |
| (3) 入札価格 | 64,500,000 円 | 契約金額 | 70,950,000 円 |
| (4) 入札価格 | 83,800,000 円 | 契約金額 | 92,180,000 円 |
| (5) 入札価格 | 96,570,000 円 | 契約金額 | 106,227,000 円 |
| (6) 入札価格 | 90,900,000 円 | 契約金額 | 99,990,000 円 |
| (7) 入札価格 | 86,400,000 円 | 契約金額 | 95,040,000 円 |
| (8) 入札価格 | 95,400,000 円 | 契約金額 | 104,940,000 円 |
| (9) 入札価格 | 63,493,446 円 | 契約金額 | 69,842,790 円 |
| (10) 入札価格 | 60,600,534 円 | 契約金額 | 66,660,587 円 |

6 決定手続 総合評価一般競争入札

7 入札公告日 令和 3 年 12 月 10 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
三重県立水産高等学校 実習船建造業務
- (2) 業務の特質等
業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 期間
県議会議決の日から令和 6 年 3 月 14 日（木）（17 時）までとします。

- (4) 業務履行場所
落札事業者（契約相手方）が所有又は借り受けたドック施設内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去 20 年間に、国、地方公共団体の国内総トン数 400 トン以上の実習船または調査船の建造実績を有する者であること。

オ 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を所有し、または借り受けている者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 4 年 4 月 21 日（木）17 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 過去 20 年間に、国、地方公共団体の国内総トン数 400 トン以上の実習船または調査船の建造実績を有する証明として、下記の書類
 - ・ 当該船舶の建造工事契約の契約書等の写しまたは当該契約の支払通知書等の写し
 - ・ 当該船舶の写真
- (5) 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を所有し、又は借り受けている者である証明として、船台許可等の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 稲濱
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 4 年 5 月 10 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 4 年 4 月 28 日（木）までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 4 年 5 月 2 日（月）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 4 年 5 月 10 日（火）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内

郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年5月10日(火)15時

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 実習船建造業務 入札書 在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年5月10日(火)15時15分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Construction of a training ship for Mie Prefectural Fisheries High School.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Tuesday, May 10, 2022.

(4) Managing Authority :

Mie Prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1	特定役務の名称	令和 4~6 年度 三重県警察本部長 1 庁舎清掃管理業務
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
3	落札者決定日	令和 4 年 3 月 7 日
4	落札者	三重県津市丸之内 24 番 16 号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5	落札金額	入札価格 73,368,000 円 契約金額 80,704,800 円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和 4 年 1 月 11 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1	特定役務の名称	令和 4~6 年度 三重県運転免許センター清掃管理業務
---	---------	-----------------------------

2 担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
3 落 札 者 決 定 日	令和 4 年 3 月 7 日
4 落 札 者	三重県津市丸之内 24 番 16 号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5 落 札 金 額	入札価格 64,188,000 円 契約金額 70,606,800 円
6 決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7 入 札 公 告 日	令和 4 年 1 月 11 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
